



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年6月24日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

**長野県公安委員会規則第4号**

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「別表第2の7中 

上田市三好町交番	上田市大字中之条
----------	----------

 を

「

川辺交番	上田市大字吉田
------	---------

」に、「大字小泉」を「大字小泉

大字上室賀 大字下室賀 大字仁古田 大字岡 大字浦野 大字越戸」に改め、同7の上田市川西警察官駐在所の項を削り、同表の10の小諸市美南交番の項中「御幸町」及び「唐松、乙女」を削り、「大字加増」を「大字加増 加増一丁目から三丁目まで 御幸町一丁目及び二丁目 乙女」に改め、同表の24の三郷村明盛警察官駐在所の項から三郷村小倉警察官駐在所の項までを次のように改める。

三郷交番	三郷村大字温	三郷村 梓川村
------	--------	------------

別表第2の24の梓川村倭警察官駐在所の項及び梓川村梓警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成16年6月30日から施行する。

警務課



**長野県告示第405号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所の名称又は所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年6月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前 筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	平成16年1月1日
変更後 "	松本市筑摩2丁目27番19号	
変更前 コスマスケアサービス	佐久市岩村田1854番地1	平成16年1月15日
変更後 "	佐久市大字猿久保457番地1	
変更前 ちいさがたの家ホームヘルプセンター	小県郡東部町大字祢津351番地1	平成16年4月1日
変更後 ホームヘルプセンターともがき	東御市滋野2465番地5	

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前 篠崎訪問看護ステーション	松本市島内2067番地17	平成16年2月1日
変更後 "	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	

(3) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前 社会福祉法人鬼無里村社会福祉協議会痴呆対応型共同生活介護事業所	上水内郡鬼無里村大字日影6711番地1	平成16年2月1日
変更後 グループホームなかよしハウス	"	

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前 アイリスケアセンター常田	上田市常田2丁目20番26号トキダビル5階	平成15年12月1日
変更後 "	上田市天神1丁目8番1号上田駅前ビルパレオ6階	
変更前 筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	平成16年1月1日
変更後 "	松本市筑摩2丁目27番19号	

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前 筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	平成16年1月1日
変更後 "	松本市筑摩2丁目27番19号	

変更前	篠崎訪問看護ステーション	松本市島内2067番地17	平成16年2月1日
変更後	〃	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	
変更前	介護相談室つどい	小県郡東部町大字田中153番地1	平成16年2月16日
変更後	〃	小県郡東部町大字新屋75番地3	
変更前	社会福祉法人鬼無里村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	上水内郡鬼無里村大字鬼無里160番地4	平成16年2月1日
変更後	〃	上水内郡鬼無里村大字鬼無里160番地3	

高齢福祉課

**長野県告示第406号**

畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年6月24日

長野県知事 田 中 康 夫

第3第3項中「正副2部」を削る。

第4第2項中「提出部数は、正副2部とし、」を削る。

第5及び第6中「正副2部」を削る。

第7第2項中「提出部数は、正副2部とし、」、「規則第12条第1項前段の」及び「の場合にあつては、完了」を削る。

第8から第10まで中「正副2部」を削る。

第13中「、佐久地方事務所長」を「佐久地方事務所長、東御市にあつては上小地方事務所長」に改める。

別表の1 生産振興総合対策事業の項から4 畜産基盤再編総合整備事業の項までを次のように改める。

1 生 産 振 興 総 合 対 策 事 業	1 事業費 (1) 市町村、財団法人長野県農業開発公社（以下「公社」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、社団法人長野県農用地整備協会、指定生乳生産者団体（加工原乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第9条第1項の営農集団及び指定生乳生産者団体をいう。）、社団法人長野県畜産会、中小企業等協同組合、協業組合又は知事が認める団体が畜産振興総合対策事業に要する次に掲げる経費 ア 畜産振興施設整備事業費 (7) 畜産リース農場整備事業費 (4) 養豚経営活性化事業費 (9) 畜産物高付加価値化施設整備事業費 イ 飼料生産利用対策事業費 (7) 自給飼料生産促進事業費  (4) 日本型放牧拡大対策事業費  (9) 有機性資源飼料化促進事業費 (1) 有機性資源飼料化施設整備事業費  ウ 畜產物流通対策事業費 生乳乳製品流通対策事業費 エ 家畜導入等生産振興事業費 (7) 家畜導入事業資金供給事業費 a 肉用牛群整備増殖事業費 (a) 農協有等導入型事業費 (b) 特別導入型事業費	10分の5以内 10分の5以内 10分の5以内  10分の5以内。ただし、共同利用機械（細断型ロールベーラー及び稻発酵粗飼料用ロールベーラーを除く。）の整備にあつては3分の1以内とする。 10分の5以内。ただし、耕作放棄地活用整備にあつては10アル当たり50,000円以内とする。 10分の5以内 3分の1以内。ただし、事業実施地域で発生する飼料化率の低い有機性資源の飼料化施設にあつては10分の5以内とする。 知事が定める額 10分の10以内。ただし、知事が定める額を限度とする。	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用 2 経費の欄に掲げる1における次の経費の相互間の流用 (1) (1)及び(2)の経費 (2) ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの経費 (3) の(7)、(4)及び(9)の経費 (4) イの(7)、(4)、(9)及び(1)の経費 (5) エの(7)及び(4)の経費 (6) カの(7)及び(1)の経費 3 事業費の20パーセントを超える増減
---	---	--	--

	b 高品質生乳生産牛群整備事業費 (イ) 家畜活用ふるさと活性化対策事業費 オ 市町村畜産振興総合対策推進指導事業費 カ 家畜改良増殖対策事業費 (7) 乳用牛群検定普及定着化事業費 (イ) 乳用種雄牛後代検定推進事業費 キ 特認事業費 (2) 公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団、農業者、中小企業等協同組合、協業組合又は知事が特に適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内 10分の5以内 知事が定める額  知事が定める額 10分の10以内。ただし、(1)の事業に要する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。	
	2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務及び指導等を行うに要する経費	10分の5以内	
2 草 地 畜 產 基 盤 整 備 事 業	1 市町村、公社、農業協同組合又は知事が適当と認める農業団体が行う団体営草地畜産基盤総合整備事業に要する次に掲げる経費 (1) 飼料基盤活用促進事業費 ア 基本施設整備費 (7) 草地造成改良費 (イ) 草地整備改良費 (ウ) 野草地整備改良費 (エ) 放牧用林地整備費 (オ) 道路整備費 (カ) 雜用水施設整備費 (キ) 用排水施設整備費 イ 利用施設整備費 (7) 障害物整備費 (イ) 電気導入施設整備費 (ウ) 家畜保護施設整備費 (エ) 家畜排せつ物処理施設整備費 (オ) 飼料調整貯蔵施設整備費 (カ) 牧場用機械施設整備費 (キ) 衛生管理施設整備費 (エ) 牧野樹林整備費 ウ 土地利用円滑化費 (2) 草地林地一体的利用総合整備事業費 ア 基本施設整備費 (7) 草地造成改良費 (イ) 草地整備改良費 (ウ) 野草地整備改良費 (エ) 放牧用林地整備費 (オ) 道路等整備費 (カ) 用排水・雑用水施設整備費 (キ) 施設用地造成整備費 (エ) 防災施設整備費 (キ) 特認施設整備費 イ 利用施設整備事業費 (7) 障害物整備費 (イ) 家畜保護施設整備費 (ウ) 飼料調製貯蔵施設整備費 (エ) 電気導入施設整備費 (オ) 牧野樹林整備費 (カ) 衛生管理施設整備費 (キ) 放牧馴致施設整備費 (エ) 防護柵整備費 (キ) 間伐材加工処理施設整備費 (エ) 烏獣害防止施設整備費 (キ) 家畜排せつ物処理施設整備費 (エ) 牧場用機械施設整備費 (キ) 特認施設整備費 ウ 土地利用円滑化事業費	1 工事に要する経費の事務費への増 2 工種別事業費相互間の流用による経費の増減で、いずれか一の経費の30パーセントを超える増減(200万円以下の場合は除く。)  10分の5以内。ただし、平成14年度以前に着工した地区にあっては10分の5.5以内とする。  10分の5以内  10分の5以内  10分の6以内  10分の5.5以内  10分の5.5以内	1 事業主体の変更 2 事業実施地区の変更 3 草地造成改良、草地整備改良及び野草地整備改良の事業実施地区別の実施面積の30パーセント以上の減 4 草地造成改良、草地整備改良及び野草地整備改良以外の地区別の工種別事業量の30パーセント以上(200万円以下に相当する事業量以下の場合は除く。)
	2 公社、農業協同組合又は知事が適当と認める農業団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に要する経費について1の補助率で算定した額を限度とする。	

3 1及び2に掲げる事業に要する事務費	10分の5以内		
4 公社、農業協同組合又は知事が適當と認める農業団体が行う1に掲げる事業に要する附帯事務費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に要する事務費の10分の5を限度とする。		

別表中 「5 地方競馬全国協会畜産対策事業」 を 「3 地方競馬全国協会畜産対策事業」 に改め、同表の6 畜産経営対策事業

の項を次のように改める。

4 畜 産 經 營 對 策 事 業	1 クリーン畜産環境推進事業 ふん尿処理効率化推進事業費 (1) 市町村、農業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う家畜ふん尿処理利用施設等の設置及び畜産流通施設の環境整備に要する経費 (2) 農業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内 10分の10以内。ただし、(1)の事業に要する経費について(1)の補助率で算定した額を限度とする。	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用 2 事業量及び経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 施設の基本構造及び購入する機械の機種の変更
	2 畜産環境整備リース活用支援事業 農業協同組合及び社団法人長野県配合飼料価格安定基金協会が借り受けた施設の各年度のリース料に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内		

別表中	7 價格、流通対策事業	3 県産牛肉情報表示適正化推進事業 知事が適當と認める団体が行う長野県産牛肉に対する消費者の信頼の確保及び長野県産牛肉の消費拡大のための事業に要する経費	10分の5以内	を
		4 トレーサビリティ長野モデル推進事業（牛肉） 知事が適當と認める団体が行う生産情報データベースを構築するための機器整備等に要する経費	10分の5以内	

5 價格、流通対策事業	3 安全・安心こだわり畜産サポート事業 長野県食肉消費対策協議会が行う信州産牛肉に対する生体と販売牛肉との個体の同一を確認するためのDNA鑑定に要する経費	10分の5以内	に、「3及び4」
-------------	--	---------	----------

を「及び3」に、	8 畜産振興推進事業	3 信州肉用牛レベルアップ事業 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適當と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 (2) 農業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。	を

## 6 畜産振興推進事業

- 3 信州肉用牛レベルアップ事業  
 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適當と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費  
 (2) 農業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費
- 4 信州和牛遺伝資源リサイクル高度活用事業  
 農業協同組合又は知事が適當と認める団体が行う優良繁殖和牛の卵巣から登記可能な体外受精卵を生産し移植する場合に要する経費

10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。  
 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。

に改め、同表の9

知事が定める額

公共牧場利用奨励支援事業の項を次のように改める。

7 地域資源活用畜産推進事業	1 知事が適當と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 公共牧場利用奨励支援事業 牧畜犬導入事業 (2) 牧場機能強化支援事業 (3) 牛で農地をよみがえらそう実証事業	10分の5以内 知事が定める額 知事が定める額	1 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)及び(3)の経費の相互間の流用 2 経費の欄に掲げる1の(1)の事業における事業量及び経費の20パーセントを超える増減 3 補助金額の変更	1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更
	2 知事が適當と認める団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に関する経費について1の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。		

畜産課

### 長野県告示第407号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。  
 平成16年6月24日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

上水内郡中条村	上水内郡中条村大字御山里及び大字住良木の各一部	平成17年3月31日まで
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村平岡の一部	平成17年3月31日まで
下伊那郡根羽村	下伊那郡根羽村の一部	平成17年3月31日まで

農村整備課

### 選告示第25号

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成16年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

<p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>候補者氏名</p> <p>参議院長野県選出議員選挙</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>(表)</p> <p>8.0cm</p> <p>12.8cm</p> <p>第二十回</p> <p>参議院長野県選出議員選挙投票</p> 
--	--

(備考)

- 1 用紙はクリーム色に黒刷りとする。
- 2 印は刷り込みによるものとする。
- 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

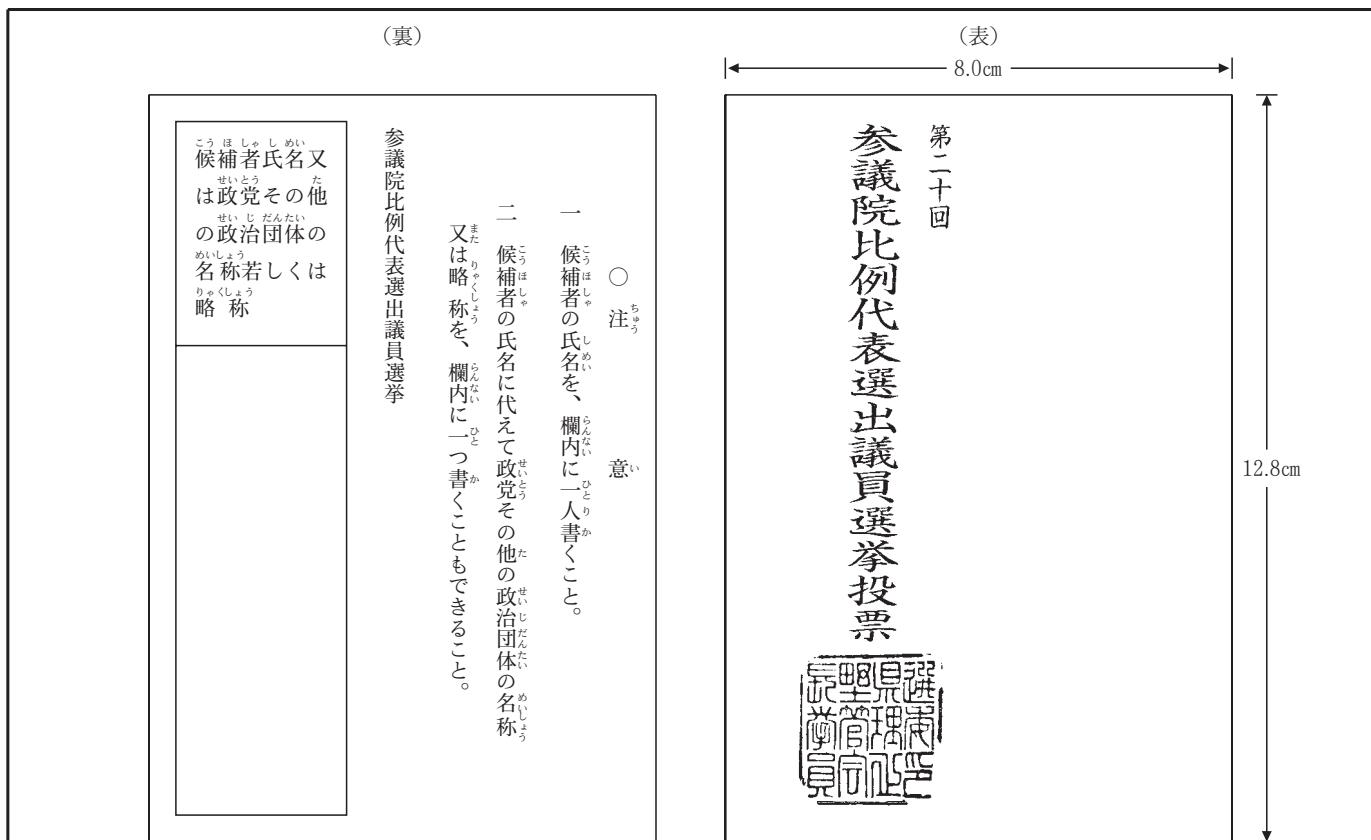
---

**選告示第26号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成16年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝



- (備考) 1 用紙は白色に赤刷りとする。  
 2 印は刷り込みによるものとする。  
 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選舉管理委員会

#### 選告示第27号

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

職名	住所	氏名
選挙長	塩尻市大字片丘11139番地	中村幸枝
選挙長の職務を代理すべき者	長野市若里二丁目1番27号	吉澤猛

選舉管理委員会

#### 選告示第28号

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

職名	住所	氏名
選挙分会長	茅野市金沢2336番地	有賀弘
選挙分会長の職務を代理すべき者	飯山市大字木島1490番地	佐藤正行

選舉管理委員会

#### 選告示第29号

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

選挙長の氏名 中村幸枝

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室。ただし、6月24日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂

選舉管理委員会

**選告示第30号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選舉における選舉分会長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

選舉分会長の氏名 有賀 弘

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室

**選舉管理委員会**

**選告示第31号**

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選舉における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる期日は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

平成16年6月24日

**選舉管理委員会**

**選告示第32号**

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選舉における選舉公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室

2 日時 平成16年6月25日 午後5時30分

**選舉管理委員会**

**選告示第33号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選舉における選舉公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室

2 日時 平成16年6月26日 午前9時

**選舉管理委員会**

**選告示第34号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選舉における各候補者の政見放送

の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室

2 日時 平成16年6月24日 午後5時30分

**選舉管理委員会**

**選告示第35号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選舉において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

**選舉管理委員会**

**選告示第36号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選舉の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選舉管理委員会室

2 日時 平成16年6月24日 午後6時30分

**選舉管理委員会**

**選告示第37号**

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選舉の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選舉管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会棟4階401号会議室

2 日時 平成16年7月14日 午前11時

**選舉管理委員会**

**選告示第38号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会棟4階401号会議室

2 日時 平成16年7月14日 午後1時

選挙管理委員会

**参議院長野県選出議員選挙選挙長告示第1号**

平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

参議院長野県選出議員選挙選挙長告示第1号 中村幸枝

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成16年7月8日 午後5時30分

選挙管理委員会

**参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成16年6月24日

参議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 有賀 弘

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成16年7月8日 午後6時

選挙管理委員会